

マージン率等に係る情報提供

不動技研工業株式会社  
神奈川事業所

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和5年度(令和4年10月～令和5年9月))

記

- 1 令和6年4月1日付け派遣労働者数 8人
- 2 令和6年4月1日付け派遣先事業所数(実数) 6件
- 3 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 34,174円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 22,322円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合  
34.7%
- 6 派遣労働者の待遇の決定方法  
労使協定方式
  - ① 対象となる派遣労働者の範囲 派遣先で機械設計技術者、ソフトウェア開発に従事する従業員
  - ② 労働協定の有効期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日まで

7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
OA操作	新規採用者	OJT	自社	無償	有給	2時間
コンプライアンス教育	新規採用者	OJT	自社	無償	有給	2時間

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL045-290-6131

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

上記マージン率の中には、法定福利費(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。